

地方財政に配慮した国の予算執行及び予算編成を求める意見書

昨年来の世界的な景気後退に対応すべく、地方公共団体は、国の経済危機対策に呼応して、雇用確保、中小企業支援、福祉・医療の拡充など住民生活を支える総合的な対策を講じてきた。

このたび、政府は平成21年度補正予算の執行について方針を定め見直しが進められ、農地有効利用支援整備事業ではこのたびの湿害対策として取り組むこととしていた事業を含め返納対象とされ、道として事業申請を決定し地域の期待が極めて大きい地域医療再生基金事業もその実施が危惧されている。

このほか基金造成事業については基本的に地方公共団体が造成するものを除き、自主返納・交付辞退、執行停止等の措置を講ずることとされたが、これら基金事業にはその事業効果が地方に及ぶものもあり、執行停止等の措置により、地方の景気・雇用に影響を及ぼすことが懸念される。

また、政府の主要政策の転換や予算編成手法の見直しなどにより、平成22年度予算の編成が例年の日程からおくれることになれば、地方における来年度予算の編成作業、ひいてはその執行に大きな影響を及ぼし、一部に回復の兆しも見られる地方の景気動向への障害となる懸念がある。

よって、国においては、平成21年度補正予算及び平成22年度予算の編成に関して、次の事項に十分配慮されるよう強く要望する。

記

- 1 国の平成21年度補正予算の取り扱いについて
基金・交付金等については、地方経済や地方財政、住民生活に悪影響を及ぼさないよう取り扱われること。
- 2 国の平成22年度予算編成について
 - (1) 公共団体の予算編成及び執行に影響を及ぼさないよう、年内編成、年度内成立を行うとともに、地方財源及び地方向け歳出の枠組みを早期に示すこと。
 - (2) 地方交付税など地方一般財源総額を確保・増額を図るとともに、地方交付税の財政調整・財源保障機能を堅持すること。
 - (3) 平成22年度予算の編成等に当たって、新たな財源措置が必要になるものと予想される子ども手当の創設や公立高校の実質無償化などの政策に関しては、まず財源を明確化するとともに、

地方公共団体の予算編成や行政の執行に影響を及ぼすことなく、
また新たな負担を課すことのないよう取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月14日

名 寄 市 議 会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
国家戦略担当大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
農林水産大臣
行政刷新担当大臣

宛